

# 田原市人事行政の運営等の状況に関する報告書

令和4年10月

# 1 職員の任免及び職員数等に関する状況

## (1) 令和3年度職員の採用・退職の状況

令和3年度の採用・退職者数は、次表のとおりです。

単位：人

区 分	退 職				採 用
	定 年	早 期	自己都合等	計	
事 務 職	8	4	9	21	15
技 術 職	4	1	10	15	10
消 防 職	1		1	2	4
技 能 労 務 職	3			3	1
計	16	5	20	41	30

注 対象期間 退職：R03.4.1～R04.3.31 採用：R03.4.2～R04.4.1

## (2) 職員数の状況等（各年度4月1日現在）

令和3年度から令和4年度にかけての職員数の増減は表1、過去5年間の推移は表2のとおりです。

表1（前年度比）

部 門	区 分	職員数		対 前 年 増 減 数	主な増減理由
		令和3年度	令和4年度		
一 般 行 政 部	議 会	6人	6人		事務事業の見直し等による増減
	総務企画	87人	87人		
	税 務	28人	27人	▲1人	
	民 生	205人	197人	▲8人	
	衛 生	41人	42人	▲1人	
	労 働				
	農林水産	31人	28人	▲3人	
	商 工	14人	13人	▲1人	
	土 木	48人	47人	▲1人	
	小 計	460人	447人	▲13人	
特 別 行 政 部	教 育	53人	54人	▲1人	事務事業の見直し等による増
	消 防	114人	116人	▲2人	
	小 計	167人	170人	▲3人	
公 営 企 業 等 計 画 部	病 院				事務事業の見直し等による減
	水 道	12人	11人	▲1人	
	下 水 道	8人	8人		
	そ の 他	4人	4人		
小 計	24人	23人	▲1人		
合 計		651人	640人	▲11人	
派遣職員等		6人	5人	▲1人	

注1 職員数は一般職に属する職員数で、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、短時間勤務の再任用職員、臨時又は非常勤の職員を除いています。

注2 派遣職員等は愛知県等からの派遣職員で、年間を通じ、常時勤務する者を計上しています。

表2（過去5年間の推移）

単位：人

部門	区分	職 員 数					対 前 年 増 減				
		H30年 度	R01年 度	R02年 度	R03年 度	R04年 度	H30年 度	R01年 度	R02年 度	R03年 度	R04年 度
一般行政計		459	452	463	460	447	10	▲7	11	▲3	▲13
教育		55	56	56	53	54	▲4	1		▲3	1
消防		113	113	116	114	116	▲2		3	▲2	2
公 営 企 業 等	水道	12	13	12	12	11		1	▲1		▲1
	下水道	10	9	10	8	8		▲1	1	▲2	
	その他	6	6	4	4	4	▲5		▲2		
計		655	649	661	651	640	▲1	▲6	12	▲10	▲11

## (3) 定員適正化計画の進捗状況

平成28年度に策定した田原市職員定員適正化計画では、令和3年4月1日現在の職員の目標値を657人と設定しました。令和4年4月1日現在の職員数は、640人となりましたが、事務職及び保育職の任期付職員を16人任用しており、任期の定めのない常勤の職員数は624人と、目標値よりも33人少なくなっています。

今後も、職員の人材育成、多様な任用制度の活用、公共施設の適正化や民間委託の推進に取り組むなど、効率的な行政運営ができるように職員数の適正化に取り組めます。

## 2 職員の給与の状況

## (1) 人件費の状況（令和3年度普通会計決算）注1

住民基本台帳人口 (R04.3.31現在)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)注2	人件費率 (B/A)	令和2年度 人件費率
59,734人	28,465,423千円	880,946千円	6,350,799千円	22.3%	17.3%

注1 普通会計：地方公共団体における会計は、一般会計及び特定の場合に設置される特別会計により構成されています。自治体ごとに各特別会計の範囲が異なっており、財政比較等の統一的な掌握が困難となるため、各市町村を同じ基準で比較するための一定の作成ルールにより地方財政統計上統一的に用いられる会計区分です。

注2 特別職に支給される給料、報酬などを含みます。

## (2) 給与費の状況（令和3年度普通会計決算）

職員数 (A)	給 与 費				1人当たり 給与費 (B/A)
	給 料	期末勤勉手当	その他手当	計 (B)	
627人	2,328,244千円	936,400千円	604,948千円	3,869,592千円	6,172千円

注1 一般職の職員の給与です。

注2 人数は、令和3年4月1日現在です。

注3 職員手当には、退職手当を含みません。

## (3) 平均給料月額及び平均給与月額並びに平均年齢の状況（令和4年4月1日現在）

区 分	一 般 行 政 職		労 務 職	
	田 原 市	国	田 原 市	国
平均給料月額	324,600 円	323,711 円	289,100 円	286,570 円
平均給与月額	369,531 円	405,049 円	313,785 円	328,416 円
平均年齢	42.3 歳	42.7 歳	54.7 歳	51.1 歳

注1 数値は、令和4年度給与実態調査の数値による。

注2 一般行政職とは、医療・税務・教育・消防・労務・企業・福祉職以外の一般の事務・技術業務に携わる職員です。

注3 「平均給与月額」は、毎月支払われる給与（給料、扶養手当、地域手当、住居手当、単身赴任手当、管理職手当）の平均です。

## (4) ラスパイレス指数の状況（一般行政職）

## 【田原市の状況】

年 度	H29 年度	H30 年度	R01 年度	R02 年度	R03 年度
ラスパイレス指数	99.7	100.1	100.3	99.9	99.4

注1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

## 【参考】

区 分	全 国 市 平 均 (指定都市を除く)	全地方公共団体平均	県 内 市 平 均 (指定都市を除く)	県内全市町村平均
ラスパイレス指数	98.8	99.0	99.9	99.4

## (5) 初任給の状況（令和4年4月1日現在）

区分		田原市	国
一般行政職	大学卒	182,200 円	182,200 円
	短大	163,100 円	—
	高校卒	150,600 円	150,600 円
技能労務職	高校卒	147,900 円	—

## (6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和4年4月1日現在）

## ア 一般行政職

経験年数	大学卒		高校卒	
	田原市	国	田原市	国
10～15 年	273,200 円	293,155 円	226,500 円	242,694 円
15～20 年	322,100 円	339,103 円	—	284,072 円
20～25 年	358,600 円	371,931 円	341,400 円	323,336 円
25～30 年	388,700 円	396,669 円	379,000 円	360,602 円
30～35 年	417,600 円	405,682 円	381,700 円	379,709 円
35 年以上	409,800 円	406,825 円	418,500 円	393,695 円

イ 技能労務職

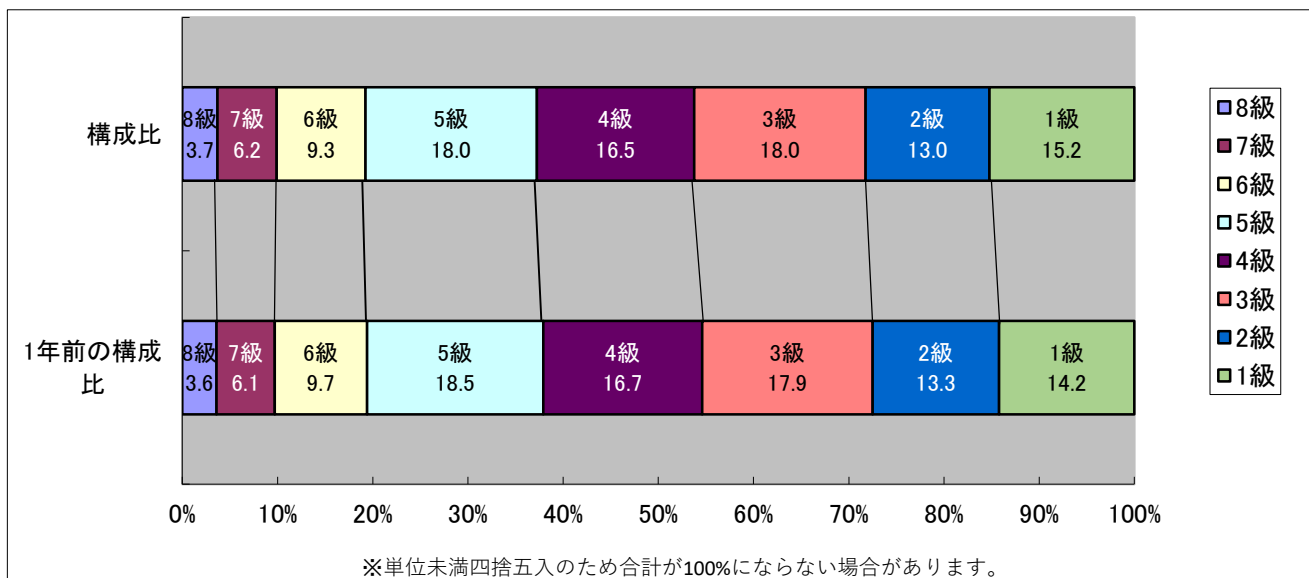
経験年数	高校卒	
	田原市	国
10～15年	—	247,385円
15～20年	—	264,268円
20～25年	—	276,281円
25～30年	298,100円	290,496円
30～35年	301,900円	299,090円
35年以上	—	307,784円

注 数値は、令和4年度給与実態調査の数値による。

(7) 一般行政職の級別職員数の状況（令和4年4月1日現在）

区分	8級	7級	6級	5級	4級	3級	2級	1級
標準的な職務内容	部長	次長・課長	課長・主幹	課長補佐	係長・主査	主任	主事・技師	主事補・技師補
職員数	12人	20人	30人	58人	53人	58人	42人	49人
構成比	3.7%	6.2%	9.3%	18.0%	16.5%	18.0%	13.0%	15.2%
1年前の構成比	3.6%	6.1%	9.7%	18.5%	16.7%	17.9%	13.3%	14.2%

※単位未満四捨五入のため合計が100%にならない場合があります。



## (8) 職員手当の状況

## ア 期末・勤勉手当（令和4年4月1日現在）

区 分	田 原 市		国	
	期 末 手 当	勤 勉 手 当	期 末 手 当	勤 勉 手 当
6 月 期	1.2 月	0.95 月	1.2 月	0.95 月
12 月 期	1.2 月	0.95 月	1.2 月	0.95 月
計	2.4 月	1.9 月	2.4 月	1.9 月
その他	職制上の段階・職務の級などによる加算措置あり		職制上の段階・職務の級などによる加算措置あり	

## イ 退職手当（令和4年4月1日現在）

区 分	田 原 市		国	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.270750 月分	28.0395 月分	33.270750 月分
勤続 30 年	34.7355 月分	40.803750 月分	34.7355 月分	40.803750 月分
最高限度	47.7090 月分	47.709000 月分	47.7090 月分	47.709000 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）		定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）	
1 人 当 たり 平 均 支 給 額	1,643 千円	19,479 千円		

注 1 人当たりの平均支給額は、令和3年度中に退職した全職員に支給された支給額の各区分ごとの平均です。

## ウ 地域手当（令和4年4月1日現在、令和3年度普通会計決算）

支給実績（令和3年度普通会計決算）	146,436千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 （令和3年度普通会計決算）	234千円	
支給対象地域	支給率	国の制度（支給率）
田原市	6%	6%

注1 「支給実績」は、令和3年度普通会計決算における「地域手当」の額です。

注2 「支給職員1人当たり平均支給年額」は令和3年4月1日現在の支給対象職員数により算出しています。

エ 特殊勤務手当（令和4年4月1日現在、令和3年度普通会計決算）

支給実績（令和3年度普通会計決算）		19,577千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和3年度普通会計決算）		152,945円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和3年度普通会計決算）		20.0%	
手当の種類（手当数）		10種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫作業	感染症防疫作業に従事する職員	感染症防疫作業	500円/日
	感染症（新型コロナウイルス感染症）防疫作業に従事する職員	感染症（新型コロナウイルス感染症）防疫作業	3,000円/日
	感染症（新型コロナウイルス感染症）防疫作業に従事する職員（接触）	感染症（新型コロナウイルス感染症）防疫作業（接触）	4,000円/日
	家畜に対する防疫作業に従事する職員	家畜に対する防疫作業	500円/日
	ごみ処理場等における農薬混合散布に従事する職員	ごみ処理場等における農薬混合散布	500円/日
行旅死亡人の取扱い	死体の取扱いに従事する職員	死体の取扱業務	1,000円/1体
屋外の災害応急対策作業	屋外の災害応急対策作業に従事した職員（災害対策設置後に限る。）	屋外の災害応急対策作業	500円/日
その他特に困難と認める業務	公共用地の買収に従事した職員	公共用地の買収	500円/日
	犬猫の死骸処理	犬猫等の死骸処理業務	
徴収事務	庁内徴収事務をのぞく徴収事務	徴収事務	300円/日
土木作業等	建設車両等特殊車両（霊柩車を含む）の運転又は土木作業に従事する専任職員	建設車両等特殊車両（霊柩車を含む）の運転又は土木作業	400円/日
斎場業務	火葬、死体の取扱いに従事する職員	火葬、死体の取扱い業務	1,250円/日
	その他の業務に従事する職員	斎場関係業務	250円/日
消防業務	通常勤務消防吏員	通常勤務消防業務	100円/日
	特殊勤務消防吏員	特殊勤務消防業務	250円/日
	火災出動又は救急出動に従事する消防吏員	火災出動	700円/回
		救急出動（薬剤投与救急救命士）	1,600円/回
		救急出動（包括救急救命士）	1,000円/回
		その他出動	500円/回
潜水業務	310円/時間		
災害時の排水機運転	災害時に排水機を運転した職員	災害時排水機運転業務	500円/日
清掃業務	し尿・ゴミ処理等の作業に従事する職員（作業員）	ゴミ処理等業務（作業員）	750円/日
	し尿・ゴミ処理等の作業に従事する職員（作業員以外）	ゴミ処理等業務（作業員以外）	250円/日

注 「支給職員1人当たり平均支給年額」及び「職員全体に占める手当支給職員の割合」は、令和3年4月1日現在の支給職員数により算出しています。

オ 時間外勤務手当（令和3年度普通会計決算）

支給総額	199,131千円
職員1人当たり支給年額	361,399円

注 「職員1人当たり支給年額」は、令和3年4月1日現在の支給対象職員数により算出しています。

カ その他の手当（令和4年4月1日現在、令和3年度普通会計決算）

手当名	内容及び支給単価（月額）	国の制度との異同	支給実績
扶養手当	配偶者、その他扶養親族※1 6,500円 子※2 10,000円	同じ	62,288千円
	※1 行政職給料表の適用を受ける職員で、その職務の級が8級であるものにあつては3,500円 ※2 満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合は、5,000円を加算		
住居手当	借家の家賃に応じて限度額 28,000円	同じ	32,139千円
通勤手当	交通機関利用者の最高支給限度額 55,000円 交通用具利用者 自動車等の使用距離に応じて2,000円から31,600円まで	同じ	45,183千円
管理職手当	部長 73,700円	同じ	45,751千円
	次長 60,300円		
	課長(7級) 51,900円		
	課長(6級) 49,000円		
	主幹 41,000円		
その他に単身赴任手当、宿日直手当、夜間勤務手当などがあります。			

(9) 特別職の職員等の給与等の状況（令和4年4月1日現在）

区分	給料又は報酬の月額	期末手当の支給割合		
		6月期	12月期	計
市長	930,000円	1.625月	1.625月	3.25月
副市長	760,000円	1.625月	1.625月	3.25月
教育長	690,000円	1.625月	1.625月	3.25月
議長	500,000円	1.625月	1.625月	3.25月
副議長	430,000円	1.625月	1.625月	3.25月
委員長	410,000円	1.625月	1.625月	3.25月
議員	390,000円	1.625月	1.625月	3.25月



### 3 勤務時間その他の勤務条件の状況

#### (1) 1週間当たりの勤務時間

勤務時間	始業時刻	午前8時30分
	終業時刻	午後5時15分
	休憩時間	正午から午後1時まで
週当たりの勤務時間		38時間45分
週休日		土曜日及び日曜日
休日		国民の休日及び年末年始の期間（12/29～1/3）

注 標準的な職員の勤務時間等であり、図書館などの施設の勤務職員や消防署職員など変則勤務体制の職場は、この限りではありません。

#### (2) 年次有給休暇の状況

年次有給休暇は、1年（1月1日から12月31日まで）につき20日与えられます。また、その年次に使用しなかった日数は、20日を限度に翌年に繰り越して使用することができます。

令和3年の職員1人当たりの平均取得日数は、9.8日（全期間を在職した一般職員の平均）でした。

#### (3) 年次有給休暇以外の休暇制度

名 称	内 容	付 与 日 数 等
<b>【病気休暇】</b>		
公務災害（通勤災害を含む。）に係る病気休暇	職員の負傷又は疾病が公務又は通勤（地方公務員災害補償法第2条第2項に規定する通勤をいう）に起因する場合	その療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最少限度の期間
私傷病に係る病気休暇	職員の負傷又は疾病が公務災害（通勤災害を含む。）に掲げる場合以外の場合	90日（結核性の疾病である場合にあっては、1年）の範囲内でその療養のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最少限度の期間
生理休暇	女性である職員が生理のため勤務が著しく困難である場合又は生理に有害な業務に従事する場合	1回について2日以内の期間
<b>【特別休暇】</b>		
選挙権その他公民としての権利を行使する場合	職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
証人等として官公署へ出頭する場合	職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等として、国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間
ドナー休暇	職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき	必要と認められる期間

ボランティア 休暇	職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき ア 地震、暴風雨、噴火等により相当規模の災害が発生した被災地又はその周辺の地域における生活関連物資の配布その他の被災者を支援する活動 イ 障害者支援施設、特別養護老人ホームその他の主として身体上若しくは精神上的の障害がある者又は負傷し、若しくは疾病にかかった者に対して必要な措置を講ずることを目的とする施設であって市長が定めるものにおける活動 ウ ア及びイに掲げる活動のほか、身体上若しくは精神上的の障害、負傷又は疾病により常態として日常生活を営むのに支障がある者の介護その他の日常生活を支援する活動	一の年において 5 日の範囲内の期間
結婚休暇	職員が結婚する場合で、結婚式、旅行その他の結婚に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	市長が定める期間内における連続する 5 日の範囲内の期間
出生サポート 休暇	職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1 の年において 5 日(当該通院等が体外受精その他の市長が定める不妊治療に係るものである場合であっては、10 日)の範囲内の期間
産前休暇	6 週間(多胎妊娠の場合にあつては、14 週間)以内に出産する予定である女性職員が申し出た場合	出産の日までの申し出た期間
産後休暇	女性職員が出産した場合	出産の日の翌日から 8 週間を経過する日までの期間(産後 6 週間を経過した女性職員が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)
育児時間休暇	生後 1 年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1 日 2 回それぞれ 30 分以内の期間(男性職員の場合は、その子の母の育児時間等一定の時間を差し引いた時間)
出産補助休暇	職員が妻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合	市長が定める期間内における 2 日の範囲内の期間
育児参加休暇	職員の妻が出産する場合であつてその出産予定日の 6 週間(多胎妊娠の場合にあつては、14 週間)前の日から当該出産の日以後 1 年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき	当該期間内における 5 日の範囲内の期間
子の看護休暇	小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話を行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1 の年において 5 日(その養育する小学校就学の始期に達するまでの子が 2 人以上の場合にあつては、10 日)の範囲内の期間

短期介護休暇	要介護者の介護その他の市長が定める世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間	
忌引休暇	職員の親族が死亡した場合	配偶者・父母	7日
		子	5日
		祖父母	3日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
		孫	1日
		兄弟姉妹	3日
		おじ又はおば	1日（職員が代襲相続し、かつ、祭具等の承継を受ける場合にあっては、7日）
		父母の配偶者又は配偶者の父母	3日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、7日）
		子の配偶者又は配偶者の子	1日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、5日）
		祖父母の配偶者又は配偶者の祖父母・兄弟姉妹の配偶者又は配偶者の兄弟姉妹	1日（職員と生計を一にしていた場合にあっては、3日）
	おじ又はおばの配偶者	1日	
法要休暇	職員が父母の追悼のための特別な行事（父母の死亡後市長の定める年数内に行われるものに限る。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1日の範囲内の期間	
夏季休暇	職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1の年の5月から10月までの期間内における、週休日、休日及び代休日を除いて原則として連続する3日の範囲内の期間	
住居復旧等のための休暇	地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められるとき	7日の範囲内の期間	
事故等出勤困難のための休暇	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間	
退勤途上の危険回避のための休暇	地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間	
【介護休暇】	職員が配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合	介護を必要とする一つの継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月の期間内において必要と認められる期間	
【介護時間】	職員が配偶者（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合	介護を必要とする一つの継続する状態ごとに、連続する3年の期間内において必要と認められる時間（1日につき2時間の範囲内の時間）	

#### (4) 育児休業及び部分休業の取得状況

育児休業等に関する制度は、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき、田原市職員の育児休業等に関する条例等に定められており、子を養育する職員の継続的な勤務を促進し、職員の福祉の増進、行政の円滑な運営に資することを目的として設けられている制度です。

育児休業等に関する制度には、3歳に満たない子を養育するため休業することができる育児休業制度と、小学校就学前の子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことができる部分休業制度があります。

令和3年度における育児休業等の取得状況は、次のとおりです。

区 分	育児休業取得者	部分休業取得者	うち両休業取得者
男性職員	3人	0人	0人
女性職員	19人	16人	2人
計	22人	16人	2人

#### 4 分限と懲戒の状況

分限処分は、一定の事由によって職員がその職務を十分に果たすことができない場合などに、公務能率の維持を図るため職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。

一方、懲戒処分は、職員の非違行為に対して職場の秩序を維持・回復するために行われる制裁的な処分です。

##### (1) 分限処分の状況（令和3年度）

単位：件

処分事由		処分の種類					計	失職
		降任	免職	休職	降給			
勤務実績が良くない場合	地公法第28条第1項第1号							
心身の故障	地公法第28条第1項第2号			16		16		
職に必要な適格性を欠く場合	地公法第28条第1項第3号							
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	地公法第28条第1項第4号							
刑事事件に関し起訴された場合	地公法第28条第2項第2号							
条例で定める事由による場合	地公法第27条第2項							
計				16		16		

注 数値は延べ処分件数であり、休職処分の対象人数は、6人です。

##### (2) 懲戒処分の状況（令和3年度）

###### ア 事由別

単位：件

処分事由		処分の種類				計	訓告等
		戒告	減給	停職	免職		
法令に違反した場合	地公法第29条第1項第1号						
職務上の義務に違反して職務を怠った場合	地公法第29条第1項第2号						
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	地公法第29条第1項第3号	1				1	1
計		1				1	1

###### イ 行為別

単位：件

処分の具体的事由		処分の種類				計	訓告等
		戒告	減給	停職	免職		
給与・任用関係							
一般サービス関係	欠勤等						
	その他						
公務外非行関係							
収賄等関係							
道路交通法違反	職務遂行中						
	その他	1				1	1
監督責任							
計		1				1	1

## 5 職員のサービスの状況

すべての職員は、「全体の奉仕者」として公共の利益のために勤務し、職務遂行にあたっては全力で専念しなければなりません。「全体の奉仕者」としての職務を忠実に遂行するため、職員には様々な義務が課せられています。特に、秘密を守る義務や争議行為等の禁止規定に違反した場合は、懲役刑や罰金刑に処せられ、その他のサービス義務に違反した場合でも懲戒処分の対象となります。

### (1) 職務専念義務の免除の状況（令和3年度）

単位：人

許可した内容	許可数
職員が特別職の職をかね、その事務に従事する場合（消防団員）	15
職員が市行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる団体等の地位を兼ね、その事務に従事する場合（田原市土地開発公社）	31
職員が市長が行う総合健康診断を受診する場合	274
その他職務に専念する義務を免除することが必要と認める場合	9

### (2) 営利企業等従事許可の状況（令和3年度）

地方公務員法第38条は、「職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他地方公共団体の規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。」としています。

単位：人

許可した内容	許可数
令和3年経済センサス活動調査	4
その他	3

## 6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

### (1) 研修実績（令和3年度）

〈人事課主催研修〉（2,291,162円）

#### ア 市独自研修

区分	研修名	対象者	実施日数	受講者数	備考
一般研修	新規採用職員前期研修	新規採用職員	3日	22人	
一般研修	新規採用職員後期研修		1日	22人	
			1日	14人	
一般研修	基礎学習講座Ⅱ （地方公務員法・地方自治法）	採用後5年目以降の主事・主任級	1日	16人	
一般研修	基礎業務研修（文書）	各課・園1人	1日	64人	
一般研修	基礎業務研修（会計）	各課・園1人	1日	61人	
特別研修	普通救命講習	全職員（3年に1回）（保育・消防を除く）	1日	126人	
特別研修	新任主査職研修	主査職に昇任後1～2年	6日	13人	
特別研修	ビジネスコミュニケーション研修	採用後2年目（28歳以下）	1日	23人	
特別研修	人事評価者研修	課長級・園長	1日	9人	
特別研修	再任用職員研修	再任用職員	1日	41人	
特別研修	ダイバーシティ時代の組織マネジメント研修	課長級	1日	39人	
特別研修	CS研修	35歳以上40歳以下の主任級職員（保育・消防を除く）	1日	20人	
計			20日	470人	

#### イ 派遣研修

区分	対象者	実施回数	人数	備考
人材育成担当部局幹部セミナー	実務担当者	1回	1人	
市町村職員中央研修所	希望者及び実務担当者	2回	2人	
愛知県市町村職員振興協会研修センター	指定職員、実務担当者	21回	53人	
全国市町村国際文化研修所	実務担当者	3回	3人	
全国建設研修センター	実務担当者	1回	1人	
東三河広域連合研修	希望者及び指定職員	1回	4人	
民間研修機関派遣	実務担当者	1回	1人	
管理者研修等	希望者	2回	5人	
計		32回	70人	

#### ウ 実務研修等

派遣先	対象者	実施回数	人数	備考
愛知県	指定職員	1回	1人	
豊橋市	指定職員	1回	1人	
民間企業	指定職員	1回	1人	
（一社）田原青年会議所	指定職員	2回	2人	
渥美青年経済研究会	指定職員	2回	2人	
計		7回	7人	

〈保育園職員研修〉

ア 子育て支援課主催研修

研修名	研修のねらい	対象及び参加人員	研修内容
全体研修	見聞を広め豊かな人間性を養う	全職員 81人	つながる運動遊び
	適切な応急処置の方法を習得する	1～2年目の保育士 14人	実技演習・救急法
	保育内容、方法、技術等実践を通して学ぶ	保育士、子ども園・小学校教諭 16人	公開保育・研究討議
	専門職としての資質向上を図る	全職員 82人	遊びの大切さ
グループ別研修	職階別グループ毎で自主的に取り組み、知識、技術の向上を図る	採用1～3年目の保育士 24人 採用4～7年目の保育士 25人 採用8年目以上の保育士 13人 任期付きの保育士 16人	自主研修 研究について
	クラス別担当者会を通じて、保育内容・方法を学ぶ	年長担当者 43人 年中担当者 34人 年少担当者 38人 2歳児担当者 70人 0・1歳児担当者 24人 混合 55人	情報交換等
主任研修	主任保育士としての見聞を広め、知識や技術の向上を図る	主任保育士 44人	研究について
園内研修	専門性を高め、職場の活性化を図る	園単位 215人	各保育所の目標達成のための各種園内研修等
調理員研修	衛生管理に係る知識を習得する	園調理員 17人	衛生管理研修会
計		811人	

その他：定例会…園長会議（毎月第一火曜日）主任保育士会議（毎月第二火曜日）

イ 派遣研修(142,980円)

研修名	対象者	人数	備考
現任保育士研修園長研修	指定職員	2人	2日間
現任保育士研修主任保育士研修	指定職員	2人	5日間
現任保育士研修中堅前期保育士研修	指定職員	2人	5日間
現任保育士研修3歳児未満児保育研修	指定職員	1人	4日間
現任保育士研修障害児保育研修	指定職員	1人	4日間
現任保育士研修育休明け保育士研修	指定職員	1人	1日間
現任保育士研修初任保育士研修	指定職員	2人	3日間
計		11人	



〈消防職員研修〉(1,404,204円)

ア 派遣研修

派遣先	対象者	実施回数	人数	備考
愛知県防災航空隊	指定職員	1回	1人	
愛知県消防学校	指定職員	2回	3人	初任科、警防科
計		3回	4人	

イ 講習

講習名	対象者	実施回数	人数	備考
救急科講習	指定職員	1回	6人	
気管挿管運用試験、気管挿管病院実習	指定職員	2回	1人	
薬剤運用試験	指定職員	1回	4人	
処置拡大プロトコール運用試験	指定職員	1回	1人	
薬剤投与指導者試験	指定職員	1回	1人	
計		6回	13人	

ウ その他

消防職員意見発表会として、職務を通じての体験、業務に対する提言や取り組むべき課題等について発表を行っています。

〈技術研修会〉

市役所技術職員を対象に組織された研修会で、2か月に1回の割合で、研修会を開催しています。主な研修内容として、講話等を実施しています。

(2) 人事評価の状況

実施年月日	令和4年1月1日
対象者	一般職の職員
対象期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
評価項目	能力姿勢評価・業績評価
評価方法	S・A・B・C・Dの5段階

## 7 職員の福祉及び利益の保護の状況

「福祉の保護」とは、福利厚生制度及び共済制度並びに公務災害補償制度などの諸制度による職員の保護を指します。また、「利益の保護」とは、勤務条件に関する措置要求に関する制度及び不利益処分に関する不服申立て制度を指します。

### (1) 福祉の保護の状況

共済制度の状況	
地方公務員共済組合事業	費用負担
短期給付事業（健康保険） 長期給付事業（共済年金） 福祉事業（保健事業） 介護給付事業	組合員の掛金 50% 市の負担金 50%

定期健康診断ほか主な健康管理の実施状況（令和3年度）	
種 類	受 診 者 数
定期健康診断	757 人
人間ドック・脳ドック （共済組合による保健事業）	269 人

公務災害の発生状況（令和3年度）		
区分	公務災害	通勤災害
市長部局	2 件	1 件
教育委員会部局	1 件	0 件
消防本部部局	0 件	0 件

## (2) 共済組合、互助会における事業の実施状況（令和3年度）

単位：円

区分	事業名	実施事業	市費負担額
共済組合	短期給付事業	療養の給付、出産費、埋葬料、傷病手当金、出産手当金、育児・介護休業手当金、弔慰金ほか	200,682,569
	長期給付事業	共済年金。職員が退職、傷病、死亡の場合に職員又は遺族の生活の安定を図るため支給される給付。	594,044,428
	福祉事業	人間ドック・脳ドック助成、保養所利用助成、貯金、貸付、グループ保険ほか	7,574,766
互助会	給付事業	結婚給付金、永年勤続給付金、退職給付金、旅行補助金、弔慰金、傷病見舞金、災害見舞金、人間ドック助成金、地域経済活性化助成金	0 (全体事業費 10,979,971)
	自己啓発助成事業	公的資格取得等助成	
	部会活動助成事業	市役所部会（親睦交流事業、イベント入場料助成、スポーツクラブ等助成ほか） 保育園部会（親睦交流事業、イベント入場料助成ほか） 消防部会（親睦交流事業、イベント入場料助成、スポーツクラブ等助成ほか）	
	貸付事業	臨時資金の貸付	

## 互助会について

令和4年4月1日現在の互助会会員数は、660人です。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、補助対象事業が縮小したため、補助金の交付を行わなかったことに伴い、市費負担額が0円となっています。

## (3) 利益の保護の状況（令和3年度）

勤務条件に関する措置の要求	なし
不利益処分に関する不服申立て	なし